

第19回福岡市都市景観審議会

議事録

日時：令和2年1月28日（火）14：00～15：00

場所：天神ビル11階 9号会議室

出席：池田 美奈子 九州大学 准教授
岡 香織 弁護士
包清 博之 九州大学 教授
古賀 靖子 九州大学 准教授
坂井 猛 九州大学 教授
志賀 勉 九州大学 准教授
堀 賀貴 九州大学 教授
光藤 宏行 九州大学 准教授

大坪 真由美 福岡市議会議員
勝山 信吾 福岡市議会議員
山田 ゆみこ 福岡市議会議員
松尾 りつ子 福岡市議会議員
天野 こう 福岡市議会議員

岩永 真一 NPO法人グリーンバード 福岡チーム

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長選任
4. 審議事項
(1) 承天寺通り地区都市景観形成地区の指定について
5. その他
6. 閉会

＜審議の概要＞

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. 開会」

- 事務局 : 定刻となりましたので、只今より都市景観審議会を始めさせていただきます。本日の審議会でございますが、新しい任期での初めての開催となりますので、会長選出の間まで私が司会進行を務めさせていただきますので、宜しくお願い致します。
- : 本日の審議会でございますが、現段階で 17 名中 13 名と、2 分の 1 以上の委員にご出席頂いておりますので、福岡市都市景観審議会委員会規則第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しますことをご報告させていただきます。
- : 次に本会議と会議録の情報公開についてお知らせ致します。本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第 38 条に基づいて公開することとしております。また、会議録につきましても、同条例第 7 条に基づく非公開情報を除き公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で市のホームページに掲載致しますので宜しくお願い致します。

「3. 会長選任」

会長は、包清委員が選任され、職務代理者には、会長の指名により坂井委員が選任された。

「4. 審議事項」

- 会長 : 本日の審議会でございますが、承天寺通り地区都市景観形成地区の指定につきまして、市長から諮問がありましたので、審議をお願い致します。
- 事務局 : 審議事項(1)承天寺通り地区都市景観形成地区指定についてご説明致します。お手元の、「第 19 回福岡市都市景観審議会資料」の 1 ページをお願い致します。
- はじめに、1. 福岡市の景観形成誘導、(1)福岡市における景観誘導についてですが、福岡市では平成 24 年に策定した景観計画に基づき、3つの階層に応じた景観誘導を行っております。階層 1 として福岡市全域の景観形成方針を定め、その上に階層 2 の土地利用特性に応じた 6 つのゾーンごとの景観形成方針、さらに一番上に階層 3 の都市景観形成地区の景観形成方針を定め、景観法に基づく届出により景観誘導を行っております。この階層 3 の都市景観形成地区について、今回新たに承天寺通り地区の指定を行うものでございます。なお、今回の承天寺通り地区の指定に伴い、福岡市景観計画においても一部変更になることから、参考資料として、「福岡市景観計画」の資料をお配りしておりますので、ご参照下さい。

(2) 都市景観形成地区でございますが、資料に都市景観形成地区の一覧を記載しております。市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区を、これまでに7地区指定しており、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っております。次に、2の地区の概要でございますが、資料の2ページをお願い致します。位置図となっております。承天寺通り地区の位置を、赤い丸印で示しております。

3ページをお願い致します。承天寺通り地区の区域図となっております。赤く囲ったラインが今回指定を行う地区で、博多駅前10号線、通称承天寺通りの沿道で、道路境界線より両側30メートルの範囲、約2.6ヘクタールを対象に景観形成地区の指定を行うものでございます。

資料の1ページにお戻り下さい。地区の概要でございますが、承天寺通り地区は、歴史に配慮した景観づくりが行われている御供所地区と、九州の陸の玄関口であるJR博多駅を結ぶ承天寺通りの沿道であり、商業・業務・共同住宅等が混在している地区でございます。今後寺社へ続く通りにふさわしい、歴史を感じられ風格のあるまちなみ形成を図るため、都市景観形成地区に指定するものでございます。

(2) これまでの経緯につきましては、平成30年10月に沿道の所有者による検討会が設立され、平成31年3月にまちなみ形成の自主ルールが策定されております。平成31年4月に、検討会より都市景観形成地区指定の要望書が市へ提出されたことから、地区指定へ向けた手続きを進めております。

(3) 今後のスケジュールと致しましては、今回の都市景観審議会などでの意見を踏まえ、令和2年3月に地区指定を行い、同年4月の運用開始を予定しております。

4ページをお願い致します。承天寺通りの景観形成方針及び基準(案)を記載しております。景観形成方針(案)につきましては、九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を目的としており、その内容については記載の通りでございます。

次に、景観形成方針を具体化するための景観形成基準案につきましては、主なものとして①の建築物等では、建築物の平面の位置の制限についてゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りとの敷地境界線から壁面を1.5メートル後退させるものとし、また、用途について、承天寺通りに面した1

階及び2階を可能な限り店舗やサービス施設等とすることなどとしております。資料の右側、②の屋外空間につきましては、駐車場について、歩行者の安全確保のため、原則として車両出入口は承天寺通り沿いに設けないこと、などとしております。最後に③屋外広告物でございますが、自家用広告物に限定すると共に、承天寺通りの上空に係る広告物や、屋上広告物の設置を禁止するなど、地区全体で調和を図り統一感のある屋外広告物となるよう基準を定めております。

5ページをお願い致します。参考資料として承天寺通り地区の景観形成地区基準に基づき景観誘導を行った場合のイメージパースをお示ししております。なお資料はあくまでイメージであり、実際の通りとは異なりますのでご了承下さい。景観形成基準案の①建築物等に関するものを青い丸で囲っております。資料の左側に、壁面の位置の制限について例示しております。承天寺通り地区の敷地境界線から、壁面を1.5メートル後退させ、オープンカフェを設置することで、ゆとりと賑わい空間の創出を図っております。資料右側の青い丸囲みが、用途、形態・意匠についての記載となりますが、1・2階を店舗とすると共に、出入口や窓の設置、ガラスの使用により、通りに対し開放的なデザインとしております。次に、基準案の②屋外空間に関するものを緑の丸で囲っております。資料の中央に駐車場の出入り口の「P」のマークがありますが、車両出入口を承天寺通りではなく側道に設けております。資料右下の緑の丸囲みの緑化につきましては、セットバックした空間を活用し、植栽による緑化を行っております。

次に基準案の③屋外広告物に関するものを、ピンクの丸で囲っております。資料の上部に屋上設置広告物を例示しております。屋上設置広告は、原則として設置を禁止しておりますが、屋上設備の隠蔽を目的としたもので、建物の外壁面と一体的にデザインされたものについては設置可能としております。資料右下の共通事項ですが、低層部に集約化した広告物となっております。屋外広告物の掲出については、必要最小限とし集約化や設置位置に配慮することで地区全体の調和が図られた統一感のあるものとなっております。以上で承天寺通り地区都市景観形成地区の指定についての説明を終わります。

会長 : 只今事務局より審議事項、承天寺通り地区都市景観形成地区の指定についての説明がありました。これについてご質問やご意見等を頂きたいと思っております。如何でしょうか。どうぞお願いします。

委員 : 1点確認をしたいのですが。1ページの今後のスケジュールで、今後の許可

や規制にあたる部分について、令和2年4月の新築等に関しては行為の届出、広告の許可申請等を受けつけるということで規制が入ると思うのですが、既存の建物の取り扱いはどうなるのでしょうか。

事務局 : 今回の基準につきましては、既存の建物には制限はかかりません。既存の建物の改築や建て替えなどの際に、この基準を適用させて頂くことになりません。

委員 : ただ景観誘導の方針を示されているので、努力義務的に機会を捉えて建物の整備とかをしてもらいたいという理解で宜しいですか。

事務局 : 今すぐこのようなまちなみになるとは思いませんが、皆さんが少しずつ努力や配慮をして頂いて、長い時間をかけてこういったまちなみになって行けば良いと思っております。

委員 : セットバックとか、当然市の道路整備等も関わってくると思いますが、そういったところも市として主体的にやりたい部分もあるかも知れませんが、特に地権者等へ市から言うということは無く、その建て替えや改築等の動向を見ながらセットバックや緑化などについても進めて行くという理解で宜しいですか。

事務局 : はい。その通りでございます。

委員 : では、最後にですが、市として事業を実施したいという場合に、ものによっては損害補償などを行ってまで行うことではないという事と、整備計画を策定するまでの事ではないという2点を確認させて頂ければと思います。

事務局 : はい。あくまでも地域の皆さんが将来こういったまちなみを目指しましょうという自主ルールを作られたものを市として担保させて頂くというものなので、急激に変わるものではなく、少しずつ時間をかけて目指すまちなみを形成していくものだと思っております。

委員 : A3の4ページの基準案のところですが、参考資料の22ページで夜間景観は「歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。」ということになっていて、4ページの基準案の①建築物の附属設備の屋外照明のところの2番に「…屋外照明の設置に努める。」という表現になっているのでこの部分はあくまで周囲の寺社等のまちなみの雰囲気と調和を図るような適正な屋外照明の設置というようなことがポイントとなるのではないかと思います。ただ屋外照明を付ければ良いということでは無いので、この2番のところを「屋外照明の適正な設置」ですとか、「まちなみに調和する」というような文言を補足して頂けないか、という提案です。以上です。

事務局 : この地域は歴史・伝統ゾーンにも入っていますので、歴史・伝統ゾーンの景

観形成方針に更にこの基準を上乗せするという考え方なのですが、文言の追加について検討させていただきます。

委員 : 今回の議題というのは、もともと歴史・伝統ゾーンかつ沿道地域であったものを新たに景観形成地区にも指定すると考えて宜しいですか。

事務局 : はい、その通りです。

委員 : 今回改めて気づいた点として、資料の3ページに大きい図が載っているのですが、道路境界から30メートルという線を引いてしまうと、この片仮名の①と⑦で結んだラインが非常に道路に近いところに赤い線が引かれてしまっています。これを何とか指定の際に、例えば景観形成は別として、緑の線で引かれている歴史・伝統ゾーンは道路中心のところまで拡張するとか、恐らく他の地域を見てもこういう引き方をしているところはほとんどないような気がするので、この緑の線をこの際少し動かして道路中心、あるいは建物を分断しないようにするというような工夫も改めて今回あり得るのではないか、と今回思ったのですが、如何でしょうか。

事務局 : 歴史・伝統ゾーン自体の境界線を動かすということは、今の時点では厳しいかと思っております。景観形成地区指定については、沿道区域に上からかけられているためこういった形となっておりますが、道路境界線までというお話を受けて、地域の方に一回ご相談をさせて頂くという形となると思います。地域の皆さんの合意が得られれば、そういったことも考えられますが、あくまで皆さんの自主ルールになりますので、地域の方の意向を踏まえてということにさせて頂きたいと思えます。

委員 : はい、もちろん円滑に運用していくために地域の方のご同意を得てやることは非常に大事なのですが、この線の引き方を見る限り、むしろ問題が起きそうな感じの線の引き方をしているので、そのあたり等も含めて住民の方に説明頂ければ、という気が致します。

委員 : 4ページの①の用途で、「…1階及び2階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。」とありますが、用途地域の変更をするということでは無く、今の用途のままでいくのか、教えて頂けますか。

事務局 : 現在の用途地域は商業地域となっております、その用途地域を変えるものではなく、今回の景観形成地区の中でなるべく賑わいを創出するという意味で1階・2階の低層部分について、店舗やサービス用途を誘導するというところでございます。

委員 : この用途で現在は店舗などで出されていない物件で、仮にこのパースに沿ったように建て替えをしたいといった場合の、補助金などはどうなっているの

か、お聞きしたいと思います。

- 事務局 : 特に今の時点では補助金などは考えていません。
- 委員 : 今対象になれる囲み部分の件数は、全体で何件になるのでしょうか。
- 事務局 : この区域内の地権者の方たちですが、全体で 35 者集まって検討されています。
- 委員 : この地域ですが、時間帯によっては交通量が大変多いときもあると思うのですが、交通量に関しては今後新しくなるにつれて、例えばこの辺のパーキングは休日になると満車になる場合もあるのですが、今後は一方通行になったりとか交通渋滞にならないような方策は考えてらっしゃるのでしょうか。
- 事務局 : 一方通行については、道路部局の方でもそういった計画は今のところ無いのではないかと思います。
- 委員 : 承天寺側に行くと千年門がアイストップで正面に見えて、反対側を向きますとバスターミナルが見えていて、無表情で宜しいと思うのですが、将来建て替えるときに変なことにならないか少し心配なのですが、それについては何かありますか。
- 事務局 : バスターミナルについては、景観形成地区でも歴史・伝統ゾーンでもないですが、そういった区域に近接して建物が建つ場合、景観誘導として視点場等からの見え方について配慮というかたちで協議をさせて頂いておりますので、出来る限り通りのまちなみに沿うような景観誘導を事務局の方で行っていきたいと思っております。
- 委員 : 宜しくお願いします。
- 委員 : 壁面後退の制限について、200 m²以下の敷地は免れるということですが、このエリアの中ではどれぐらい該当するものがあるのでしょうか。
- 事務局 : 200 m²以下の敷地は現時点で 6 敷地ございます。
- 委員 : 地図で見る限り固まった位置にありますますが、それはパースにある店先のようなかたちで側面の方を誘導するようなことをして調和を図るということに宜しいでしょうか。
- 事務局 : はい。
- 委員 : 参考資料 36 ページに今回の区域が掲載されていますが、沿道区域として指定されているものが、景観形成地区よりちょっと広いですね。これがどういう違いなのかと気になりました。
- 事務局 : 線が重なってしまうので若干広げて描いておりますが、エリアは同じです。
- 委員 : 沿道から 30 メートルは同じなですね。今回頂いた 3 ページの資料より、北西方向にちょっと長いですね。

- 事務局 :ここは既に御供所地区という景観形成地区に入っておりますので、別の地区になっております。今回はここに含まれない区域を承天寺通り地区という別の景観形成地区に指定することになります。
- 委員 :ということは、今は「緑の線」引く「赤い線」のようなエリアなのですかね？
- 事務局 :斜めにハッチをかけているところが御供所地区の都市景観形成地区になっています。緑の線で囲った部分が先ほど言いました景観誘導の階層2の土地利用に応じた歴史・伝統ゾーンになります。
- 委員 :同じ景観形成地区の中の歴史・伝統地区というものを拡張するというか大きくするという事なのですか。
- 事務局 :歴史・伝統ゾーンは緑の部分でもともと入っています。
- 委員 :都市景観形成地区の斜線の部分ですね、その中のカテゴリーの基本方針の中にシンボルとか副都心とか歴史伝統とかあるのですが、それは同じなのですかね。
- 事務局 :そうです。
- 委員 :それが拡張されるということですね。
- 事務局 :別の地区景観形成地区として指定するという事です。既にここに御供所地区というものは指定しておりますので、これの追加というわけではなく、新たにこの水色の部分を承天寺通り地区として指定するという事です。
- 委員 :参考資料 27 ページの表 4-1 のカテゴリーが増えるのですか。
- 事務局 :ここについては同じ歴史・伝統地区という扱いですが、景観形成基準が少し違います。
- 委員 :今御供所地区に入っている、30 メートルのエリアの線幅が結構長いのですが、これは斜線に受けるところに入るのかなとやっぱり気になります。資料の3ページのところでは、そこまで広くないですよ。
- 事務局 :参考資料 36 ページの斜線の部分は、御供所地区というところの制限が適用される地区です。赤で囲まれた沿道区域というのは、もともと視点場や寺社の出入り口等を見通すメインの通りの道路境界から 30 メートルというのをお示ししているという内容でございまして、制限としてはこちらの御供所地区と承天寺通り地区、それ自体は別のものの制限がかかります。しかし通りとして見たときは、参道という位置づけの通りということになります。
- 委員 :このパースで描かれているような方向で誘導していこうということですが、現状は資料3ページの区域図を見ると駐車場が結構多くありまして、後々この駐車場に建物を建てるということになった場合において、もしかしたら駐車場が足りなくなるのではないかということがあるかと思いますが、駐車場

- の需要と供給についての課題は、どのように考えておられるのでしょうか。
- 事務局 : 自動車交通に過度に頼ることなく公共交通を利用していこうということが福岡市の交通政策としてはございます。その中で博多駅であるとか、バスターミナルであるとか、公共交通のハブとなるところでございますので、車というよりはそこまでバスなり JR で来た方が歩いていく空間であるとか、そういった歩行者中心のまちを作って行こうということで、当然歩道幅員は2メートルぐらいの確保を市の行政としてきちんとやるのですが、それに加えて1.5メートルゆとりの空間を皆さんに取って頂くというかたちで進めて行きたいということでございます。パーキングの需要というものは今手元に細かい数字はありませんが、博多駅の地下にパーキングがございますが、個人的には満車で入りづらいという事はあまりないという認識でございます。また駐輪場も含め民間の施設を上手く活用しながら、進めて参りたいと思っております。以上でございます。
- 会長 : 現状では不足は無いので心配する必要は無いということですね。
- 委員 : 現状での建て替え計画についてですが、自主的なルールで話し合われているため、協議もされているかと思いますが、現状から変わっていく件数がどのぐらいあるのか、地権者さん等とお話で分かりますでしょうか。
- 事務局 : 平成30年10月から5回ほど地域の方で協議をされまして、この自主的なルールが決まったというところなのですが、その中で具体的なお話は特段出ておりません。
- 委員 : 築年数等で更新が必要な状況の建物なども無いという理解で宜しいでしょうか。
- 事務局 : 地権者の方々それぞれに想いがありますので、将来的な建て替えということは検討したいというお話はお伺いしております。現在バスターミナルに近い箇所で大きな建設事業が行われておりますが、そのほか個別には地権者の方から具体的にというようなお話は特にないかと思います。もちろん将来的なお話としては、色々ご検討はされていると思います。
- 委員 : 大きくはなかなか変わっては行かないという中で、なるべく早くまちなみ形成を図って当然承天寺地区の御供所地区も含めた賑わいづくりを図っていくという目的があると思います。ただきっかけがなかなか無いという面では、天神ビッグバンとか博多コネクティッドとかと似たような話かと思っておりますが、そういった意味での政策誘導というかまさに市が積極的に関わって欲しいなどの意見は地権者さん等から特に無いのでしょうか。
- 事務局 : 博多コネクティッドのエリアには一部含まれる部分もあるので、それぞれの

開発の計画の中でそういう条件に合うものについては、その中での緩和とかを受けたいというようなお声はあるかと思います。

委員 : 景観形成を図っていくという面で、今後不透明な部分がどうしても承天寺地区においては感じますので、なかなか進まない場合の市の政策誘導的に、そういった都市部における天神ビッグバンや博多コネクティッドといったような政策等の手段・手法を検討して頂きながら、景観形成、誘導というものを図って頂くのも一案かと思いますがご意見やご回答があれば、お願いします。

事務局 : これからこの地区で景観誘導を行っていきますが、その中でそういった必要性があればこちらからの支援も必要に応じて検討して行きたいと思います。

委員 : 検討会を通じて自主ルールが策定されたということで、主に地権者の方が中心となった検討会だと思うのですが、地権者以外の方でこの検討会に参加された方がいたのかどうかと、地権者以外の方で周辺に住んでいらっしゃる住民の方から何かご意見などが出たのかどうかを確認したいと思います。

事務局 : 地権者以外の参加について、福岡市としてはオブザーバーとして会を通じて出席をしていました。それから事務局として博多まちづくり推進協議会が地権者の方に呼び掛けてやってきたというところかと思います。周辺の地域からの特段のご意見が無かったかということについて、基本的に地権者の方の集まりということでしたので、周辺の方からの意見というのは特にお聞きしておりません。それから、自治協議会の方は、博多校区御供所地区と堅粕校区にまたがっておりますので、その両方の自治協議会に声掛けをしまして、ご都合の許す限り会に出席して頂き話し合いを進められてきたところでございます。

委員 : 適用対象に対するご質問ですが、基本的に今ある建物を建て替えるときに適用になるというお話でしたでしょうか。

事務局 : 建物に関しては建て替える際や、改築、改修等の際に、今回の基準が適用されます。また広告物についても、やり替えられる際は新しい基準が適用となります。

委員 : 例えば、建物が建っていない更地の駐車場とかがあるときは、これの対象範囲になるのですか。

事務局 : この基準が出来たあとに更地に建物を建てられるときは、この基準に沿った形で計画する必要があります。

委員 : 更地で建物を建てずに駐車場の工作物だけがあるようなときは、これの対象に入っているのでしょうか。

- 事務局 : パーキングの機械だけだとなかなか景観法に基づく届出というものの対象にならないので、難しいかと考えております。
- 委員 : 今この辺にどういう駐車場があるか知らないのですが、もしそれがあればそのままという事でしょうか。
- 事務局 : パーキングを作られる際によく案内板等を作られますが、その場合は広告物の許可が必要となりますので、基準に合わない場合は許可が出来ないということになります。
- 委員 : 自家用広告物の定義といいますか、例えばこのストリートでお祭りをします、というときとかにテンポラリーに出てくるものとか、それから一つの建物に属さないものというものがあるのですが、それらは自家用広告物ではないということでしょうか。つまり、そういう時は届け出るという形になるのでしょうか。
- 事務局 : その建物に属さないもの、例えばそこに店舗がないと、所有者がないということであれば、自家用広告物とはみなされないため、そういった広告物はこのエリアについては掲出、表示出来ないというものになります。
- 委員 : そうすると例えばお祭りであるとかそういう時もここは何も出来ないということでしょうか。
- 事務局 : 地域のお祭りということで皆さんが表示されるということであれば、それは別途協議させて頂くという形になるかと思えます。
- 委員 : 4ページの「壁面の位置の制限」で言われていました 200 m²以下は6敷地ありますということですが、但し書きで「200 m²以下の敷地についてはこの限りではない」と記載されていることについて、国の景観法などに沿って付けているのか、市独自で付けているのか、どうなのでしょう。
- 事務局 : 地権者の方たちの集まりの中で、小さな敷地の中でセットバックなどの制限がかかるとそれは地権者の負担として重たい部分も出てくるのではないかと、建物を建てる際の計画にもよりますが、小さな敷地への制限が負担になりすぎないかという観点から、そういう小さな敷地については除外してもいいのではないかというような議論がなされて決められたものです。
- 委員 : 分かりました。応じなかった場合、でこぼこになったりするのではないかと、逆に土地を減らしたくないから分筆して200 m²以下にするなど、なかなか応じない人などが現れたりする状況になるのかな、とちょっと気になりました。
- 事務局 : 先ほど申し上げましたが、歩道としての空間は車いすで誘導出来る程度は行政の方でしっかり確保し、今回のセットバックについては、あくまでも賑わ

いですとか、出来ればそういうものが日常的にあって、歩いて楽しいまち、そういうところを目指していく意味で1.5メートルと考えております。多少でこぼこが6軒から7軒ぐらい出ますが、そのほかの広いところでしっかり空間を取って頂いて、見通しの良いまちなみになる事を想定しております。歩行者空間ということについては行政の方でしっかりやって参ります。以上でございます。

委員 : 資料の4ページの最初の文言のところですが、「博多駅と博多旧市街をつなぎ」と書いてありますが、私の記憶では厳密に言うとバスターミナルの横のちょっと細い感じの道を行くと博多駅に行きつくので、駅とはそのまま繋がってはいない、そして通り自体は博多駅からはあまり見えないのですが、そこをどうお考えでしょうか。

会長 : 道路構造としては繋がっていないということですね。

委員 : バスターミナルの向こう側にあるので形として繋がっていないですね。

事務局 : 地域の方から地区の指定の要望書を頂いておりますが、博多駅と博多部の通りを繋ぐという、地域の方々の想いを汲ませて頂いて、このような表現にさせて頂いております。

委員 : 資料4ページの方針に「ゆとりがあり歩きやすく」というような表現がされていて、気になるのは自転車問題です。駐輪場については通りから見えにくい位置に設置するというのですが、何かその歩行者との関係について、この協議会の中でお話が出たのかどうか、お伺いしたいです。

事務局 : 自転車について、特にどうというお話はなかったかと思えます。駐輪場についてはこの沿道にあります出来町公園というところに市営の駐輪場があり、一定程度の駐輪場は確保しているという状況でございます。

会長 : 多様な視点からご意見等頂きました。地元の自主ルールということ踏まえて、只今頂きました意見のいくつかを付帯意見として付けるかどうか、という議論へ移させて頂きたいと思えます。行政そのものが対応すること、現状の確認事項についてなども沢山ご意見を頂きました。その中で屋外照明ですが、資料4ページの表現の件について、この取り扱い意見趣旨をまずは確認させて頂きたいと思えます。

事務局 : 歴史・伝統ゾーンでの夜間景観の方に「歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする」と記載しておりまして、今回の承天寺通り地区の基準では「屋外照明の設置に努める」という表現になっているので、「少し控えめな計画照明」ですとか、「配慮をする」といった言葉を記載した方が良いのではないかと、というご趣旨だったかと思えます。

- 会長 :それが1点ですね。それからもう1点、赤い線の境界線の取り方、資料の3ページになります。これの地域の意向確認について、これでいいのかという事について確認させて頂きたいと思います。
- 事務局 :㊸と㊹が道路境界からずれているというお話でしたので、こちらの方は地域の方に確認をしながら検討させて頂ければと思います。
- 委員 :敷地が景観形成地区の区域に入ると、その敷地全体が区域に入ってしまうので、ゾーンの外側まで区域になってしまうのですよね。この不一致を住民の方がきちんと理解出来るのか、というのが気になります。
- 事務局 :住民の方に詳しく説明したうえでご意向を確認させて頂こうと思います。
- 会長 :主にこれからご議論頂く話題としては、この2点で宜しいでしょうか。
:では1点1点について、個別に確認させて頂きます。第1点目の照明の件につきまして、付帯意見とするということについて、如何でしょうか。意見を付けるということに宜しいでしょうか。
(一同、意見を付けるに同意)
- 会長 :それでは1点目につきましては、本審議会の総意として意見を付けるという事にさせて頂きたいと思います。
では2点目、境界線につきましては要確認事項ということでご検討頂くということですが。
- 事務局 :この景観形成地区に敷地の一部がかかれば建物自体全体にかかるということは地域の皆さんには理解をされていると聞いております。あとは線の引き方としては何処で引くかということになりますので、そこは付帯意見という事になればこちらの方で、地域の皆さんに確認させて頂きます。
- 委員 :そうであれば、グリーンの図を描き変えてあげた方が地域の方は分かりやすいかと思います。境界線が敷地内に入っていれば、対象になるということをちゃんと伝えるためにはその線を描いてあげるのが一番良くて、要はまっすぐ線を引いて自分の家の敷地が入っているかどうかを自分で判断させるよりは、もうこちらでここは入りますよ、という事をきちんと説明してあげた方が分かり易い。その辺は住民の方が誤解しないようにという意味で、こちらの資料づくりも考えたあげた方が良いでしょうと思います。
- 事務局 :はい、分かりました。
- 会長 :景観計画のこの図の線は変わらないということで、あくまで地元への説明図という事となろうかと思いますが、只今の件につきまして、境界の確認について、これを意見として付けるか付けないかということについて、確認を取りたいと思います。付けるということについて、ご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

会長 : 付けるという方向で宜しいでしょうか。

(一同、意見を付けるに同意)

会長 : それでは、第2点目の件につきましても、本審議会の総意として意見を付けるということで扱わせて頂きたいと思います。

以上で諮問事項につきまして、審議会として基本的には了承したということと、意見が2点付帯されたという扱いにさせて頂きたいと思います。

本日の審議事項につきましては以上とさせて頂きます。

: それでは、会長としての議事進行はここまでとさせて頂きたいと思います。

本日は円滑な会議の進行にご協力頂きましたことを、心より感謝申し上げます。では、事務局に進行をお返し致します。

事務局 : これを持ちまして、第19回福岡市都市景観審議会を終了させて頂きます。